

「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」改正案等に対する意見募集について

令和8年3月12日
公正取引委員会

サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化、物流に関する商慣習の問題に対する更なる対応など「企業取引研究会報告書」において示された課題に対応し、取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方を中心に検討することを目的として、令和7年7月以降、「企業取引研究会」（座長：神田秀樹 東京大学名誉教授）を開催し、議論を重ねてきました。

企業取引研究会における議論を踏まえて、前記課題に対応するため、公正取引委員会は、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」改正案（公正取引委員会告示）（別紙1）、「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」案（公正取引委員会告示）（別紙2）、「『製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法』の運用基準」案（公正取引委員会事務総長通達）（別紙3）及び「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」改定案（別紙4）を作成しました。つきましては、本件について、後記のとおり関係各方面から意見を募集いたします。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
電話	03-3581-3373（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

記

(1) 意見募集対象

- ・「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」改正案（別紙1）
- ・「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」案（別紙2）
- ・『「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」の運用基準」案（別紙3）
- ・「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」改定案（別紙4）

(2) 資料入手方法

- ア e-Gov に掲載
- イ 公正取引委員会のホームページに掲載

(3) 意見提出方法

住所、氏名（法人又は団体の場合は、主たる事業所の所在地、名称及び意見提出者の氏名）、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）及び前記（1）の意見募集対象のうちいずれの案に対する意見であることを明記の上、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。電話及び郵送による意見は原則として受理いたしかねます。

ア e-Gov 意見提出フォームの場合

「e-Gov」(URL : <https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) 画面中の「意見募集案件」の「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」改正案等に対する意見募集について」から、意見募集要領等を確認後、「意見入力へ」のボタンをクリックし、意見入力画面から提出を行ってください。

イ 電子メールの場合

- メールアドレス : kitori_1001-O-jftc.go.jp
- 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課宛て
- ※電子メールの形式はテキスト形式としてください。添付ファイルやウェブページへのリンクによる意見は受理いたしかねます。
- ※電子メールの件名を「告示案等に対する意見」と明記してください。
- ※迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-O-」としております。メール送信の際には「@」に置き換えて送信してください。

(4) 意見提出期限

令和8年4月13日（月）23：59必着

（5）意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公表することがあります（御記入いただいた住所等は、御提出いただいた意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。）。また、意見提出者の属性（職業又は業種）、団体の意見か個人の意見かを明記の上、提出してください。

また、意見に対して個別に回答はいたしかねます。

なお、意見募集では、提出された意見の「量」ではなく「内容」を考慮します。同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありません。

「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法（平成十六年公正取引委員会告示第一号）」改正案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不正な取引方法</p> <p>1 特定荷主が、特定物流事業者に対し運送委託又は保管委託をした場合に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。</p> <p>一 特定物流事業者の責めに帰すべき理由がないのに、代金をあらかじめ定めた支払期日の経過後なお支払わないこと（当該代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該代金の支払期日までに当該代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。）。</p> <p>二 特定物流事業者の責めに帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減じること。</p> <p>三・四 [略]</p> <p>[削る]</p> <p>五・六 [略]</p> <p>七 特定物流事業者の運送又は保管に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、特定物流事業者が代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において特定物流事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提</p>	<p>特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法</p> <p>1 特定荷主が、特定物流事業者に対し運送委託又は保管委託をした場合に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。</p> <p>一 特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、代金をあらかじめ定めた支払期日の経過後なお支払わないこと。</p> <p>二 特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減じること。</p> <p>三・四 [略]</p> <p>五 代金の支払につき、当該代金の支払期日までに一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。</p> <p>六・七 [略]</p> <p>[新設]</p>

供をせず、一方的に代金の額を決定することにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること。

八 「略」

2 「略」

3 特定着荷主が、備考第三項各号に規定する物品の引渡しを受ける場合に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることにより、特定発荷主の利益を不当に害すること。

一 自己のために当該物品の運送（以下この項において単に「運送」という。）の役務以外の役務その他の経済上の利益の提供をさせること（特定発荷主が運送を受託する事業者に当該提供の行為をさせる場合に限る。）。

二 運送の内容の変更をさせ、又はその運送を行った後に運送のやり直しをさせること（特定発荷主が運送を受託する事業者に当該変更又はやり直しの行為をさせる場合に限る。）。

4 特定着荷主が前項に掲げる行為をしていた場合に、特定発荷主が公正取引委員会に対しその事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引の量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

備考

1 この告示において「特定荷主」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの

八 「略」

2 「略」

〔新設〕

〔新設〕

備考

1 この告示において「特定荷主」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）第二条第四項に規定する役務提供委託に該当する場合を除く。）。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える事業者であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの

三 常時使用する従業員の数が三百人を超える法人たる事業者であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの（第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ次項第一号又は第二号に該当する者に対し物品の運送又は保管を委託する場合を除く。）

四 物品の運送又は保管を委託する事業者であつて、受託する事業者に対し取引上優越した地位にあるもの（前各号に掲げるものを除く。）

2 この告示において「特定物流事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下（資本金の額又は出資の総額が三億円を超える事業者の子会社を除く。）の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下（資本金の額又は出資の総額が千万円を超える事業者の子会社を除く。）の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの

三 常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの

四 前項第四号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託する事業者であつて、当該特定荷主に対し取引上の地位が劣

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の事業者であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の事業者に対し物品の運送又は保管を委託するもの

〔新設〕

三 前二号に掲げるもののほか、物品の運送又は保管を委託する事業者であつて、受託する事業者に対し取引上優越した地位にあるもの

2 この告示において「特定物流事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下（資本金の額又は出資の総額が三億円を超える事業者の子会社を除く。）の事業者であつて、前項第一号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下（資本金の額又は出資の総額が千万円を超える事業者の子会社を除く。）の事業者であつて、前項第二号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託するもの

〔新設〕

三 前二号に掲げるもののほか、前項第三号に規定する特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託する事業者であつて、当該特定

っているもの（前各号に掲げるものを除く。）

3) この告示において「特定着荷主」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者であつて、個人若しくは資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理における継続的な取引の相手方としてその目的物たる物品の引渡しを受けるもの又は当該事業者が業として請け負う作成における継続的な取引の相手方としてその目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の引渡しを受けるもの

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者であつて、個人若しくは資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理における継続的な取引の相手方としてその目的物たる物品の引渡しを受けるもの又は当該事業者が業として請け負う作成における継続的な取引の相手方としてその目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の引渡しを受けるもの

三 常時使用する従業員の数が三百人を超える法人たる事業者であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下の個人若しくは法人たる事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理における継続的な取引の相手方としてその目的物たる物品の引渡しを受けるもの又は当該事業者が業として請け負う作成における継続的な取引の相手方としてその目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の引渡しを受けるもの

荷主に対し取引上の地位が劣っているもの

〔新設〕

の（第一号又は第二号に該当する者が、それぞれ次項第一号又は第二号に該当する者から当該物品の引渡しを受ける場合を除く。）

四 事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理における継続的な取引の相手方としてその目的物たる物品の引渡しを受ける事業者又は事業者が業として請け負う作成における継続的な取引の相手方としてその目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の引渡しを受ける事業者であつて、当該物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託するものに対し取引上優越した地位にあるもの（前各号に掲げるものを除く。）

4| この告示において「特定発荷主」とは、次の各号のいずれかに該当する事業者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する特定着荷主に対し同号に規定する物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託するもの
- 二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する特定着荷主に対し同号に規定する物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託するもの
- 三 常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する特定着荷主に対し同号に規定する物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託するもの
- 四 前項第四号に規定する特定着荷主に対し同号に規定する物品を引き渡すために行う運送を他の事業者に委託する事業者であつて、当該特定着荷主に対し取引上の地位が劣っているもの

5| 事業者がその子会社に対し継続的に物品の運送又は保管を委託し、子会社がその運送委託に係る運送の行為又はその保管委託に係る保管

〔新設〕

3| 事業者がその子会社に対し継続的に物品の運送又は保管を委託し、子会社がその運送委託に係る運送の行為又はその保管委託に係る保管

の行為について再委託をする場合において、再委託を受ける事業者が、運送又は保管を委託する当該事業者から直接運送委託又は保管委託を受けるものとするは備考第二項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この告示の適用については、再委託をする事業者は特定荷主と、再委託を受ける事業者は特定物流事業者とみなす。

6・7 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

の行為について再委託をする場合において、再委託を受ける事業者が、運送又は保管を委託する当該事業者から直接運送委託又は保管委託を受けるものとするは前項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この告示の適用については、再委託をする事業者は特定荷主と、再委託を受ける事業者は特定物流事業者とみなす。

4・5 「略」

※令和九年四月一日施行予定

製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正な取引方法（公正取引委員会告示）

製造委託等（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第二百十号。以下「取適法」という。）第二条第六項に規定する製造委託等をいう。以下同じ。）をした事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。以下「委託事業者」という。）が、当該製造委託等を受けた事業者（その取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる者を除く。以下「受託事業者」という。）に対し、当該製造委託等に係る給付（役務提供委託（取適法第二条第四項に規定する役務提供委託をいう。以下同じ。）又は特定運送委託（同条第五項に規定する特定運送委託をいう。以下同じ。）の場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金を、その給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日）から起算して六十日の期間経過後なお支払わないこと。ただし、当該代金を当該期間内に支払わないことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

※ 令和九年四月一日施行予定

「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」の運用基準（事務総長
通達）

はじめに

- 1 同業者間で行われる製造等の委託取引やこれと同視し得る委託取引（実質的に再委託と同等の構造にある取引）においては、委託が反復継続的となり受注者の発注者に対する取引依存度が高くなるなど、受注者がロックインされやすい構造にあるため、代金の支払者である発注者が、支払条件を自己の都合で一方的に設定し、受注者に対して支払の繰延べによる負担を押し付けやすいと考えられる。発注者のこのような行為により、受注者は、取引における自由かつ自主的な判断をゆがめられるとともに、その競争者との関係で競争上不利となる一方、当該行為による利益を享受する発注者は、その競争者との関係で競争上有利となるなど、公正な競争が阻害される。

また、発注者によるこのような行為は、受注者の合理的な支払条件の設定を妨げ、受注者において資金繰りの円滑化を図ろうとする合理的な経営行動に逆行するものである。さらに、この結果、市場メカニズムに基づく公正な取引が阻害されることにより市場の効率性が損われ、効率化のメリットが消費者に還元されなくなる場合も考えられる。

簡易迅速に取引の公正化及び製造等を受託する中小事業者の利益保護を図ることとする「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（昭和31年法律第120号。以下「取適法」という。）では、このような製造等の委託取引を「製造委託等」と定義し（取適法第2条第6項）、規模に係る要件を満たす事業者（取適法第2条第8項及び第9項）間の製造委託等の取引において行われる不当な行為を規制しているが、支払条件の一方的な設定に係る問題については、規模に係る要件を満たさない事業者間であっても、代金の支払者という地位を前提に支払の繰延べによる負担を押し付けやすい状況が見られ、一部の事業者にその負担を生じさせている。

そこで、このような発注者による優越的地位の濫用行為を効果的に規制するため、製造委託等の取引の実態に即した取引上の地位の不当利用を規制する新たなルールとして、「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」（令和●年公正取引委員会告示第●号。以下「告示」という。）を指定したところであるが、告示に規定する禁止行為に関する具体的な解釈や考え方を明らかにするため、本運用基準を策定する。

- 2 本運用基準は、まず、第1において、告示の適用対象となる発注者及び受注者の範囲を明らかにし、第2において、告示で規定する禁止行為の内容を、問題となる行為事例とともに明らかにしている。

本運用基準は、どのような行為が告示の規定に該当するか判断するため、第2に問題となる行為事例を掲げているが、これらはいくまで例示であって、本運用基準に取り上げられていない行為が告示の規定に該当するか否かは、同規定に照らして個別具体的に判断されるものである。なお、発注者が製造委託等に係る代金の支払に関して自己の取引上の地位を不当に利用して受注者と取引する行為については、告示のほか、

- ・ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）
- ・ 取適法第5条第1項第2号
- ・ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）第4条第5項
- ・ 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不公正な取引方法（平成16年3月8日公正取引委員会告示第1号）

の適用もあるため、留意する必要がある。

（注）告示と取適法又は特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律のいずれにも違反する行為については、原則としてこれらの法律の規定を優先して適用する。

独占禁止法第2条第9項第5号に該当する優越的地位の濫用に対しては、同号の規定を適用する場合、当該行為に告示の規定が重ねて適用されることはない。

第1 適用対象について

1 委託事業者

告示は、取適法第2条第6項に規定する製造委託等をした事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第14条に規定する者を除く。以下「委託事業者」という。）に対して適用される。

2 受託事業者

告示は、委託事業者から製造委託等を受けた事業者（その取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる者を除く。以下「受託事業者」という。）に対する委託事業者の行為について適用される。「取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないと認められる」かどうかの具体的な判断に当たっては、(1)受託事業者の当該委託事業者に対する取引依存度、(2)当該委託事業者の市場における地位、(3)受託事業者にとっての取引先変更の可能性、(4)その他当該委託事業者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に勘案することとなる。

(1)の取引依存度については、一般に、当該委託事業者との取引の額を受託事業者の売上高で除して算出されるが、受託事業者の取り扱う商品又は役務が多様な場合には、各商品群又は各役務群ごとに取引依存度を算出する必要が生ずることもある。

(2)の当該委託事業者の市場における地位としては、例えば、当該委託事業者の市場におけるシェアの大きさ、その順位等が考慮されることとなる。

(3)の受託事業者にとっての取引先変更の可能性としては、他の事業者との取引開始や取引拡大の可能性、当該委託事業者との取引に関連して行った投資等が考慮される。

また、(4)のその他当該委託事業者と取引することの必要性を示す具体的事実としては、当該委託事業者と受託事業者の事業規模の相違、当該委託事業者にとって取引の対象となる商品又は役務を取り扱うことの重要性、当該委託事業者の今後の成長可能性、当該委託事業者との取引の額、当該委託事業者と取引することによる受託事業者の信用の確保、受託事業者の取り扱う商品又は役務の需給関係等が考慮されることとなる。例えば、受託事業者の取り扱う商品又は役務の需給関係等については、受託事業者の取り扱う商品又は役務が、独自の技術に基づき希少性を有するなど需要が高い場合には、取引上の地位が当該委託事業者に対して劣っていないことを示す要素として考慮されることとなる。

したがって、当該委託事業者に比して事業規模が小さい事業者が、当該委託事業者による告示に規定する行為を受け入れている場合には、その取り扱う商品又は役務が高い希少性を有するなど例外的な場合を除いて、一般に当該事業者は告示の受託事業者に該当する。また、当該委託事業者と事業規模が同等以上の事業者であっても、当該委託事業者に対する取引依存度が高い場合や、当該委託事業者を取引先とすることが重要である場合には、当該事業者は告示の受託事業者に該当することとなる。

第2 禁止行為について

1 禁止行為の内容

(1) 告示は、委託事業者が、正当な理由がある場合を除き、受託事業者による製造委託等に係る給付（取適法第2条第4項に規定する役務提供委託又は同条第5項に規定する特定運送委託の場合にあっては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金を、その給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあっては、受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日。以下同じ。）から起算して60日の期間経過後なお支払わないこと（支払遅延）を禁止するものである。

代金は、現金又はこれに準ずる支払手段で支払う必要があり、現金に準ずる支払手段としては、例えば、電子記録債権、ファクタリング等が該当する。

なお、禁止行為に該当しない場合であっても、告示の趣旨に照らし、支払期日は、給付を受領した日から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められることが望ましい。

(2) 代金を当該期間内に支払わないことについて「正当な理由がある場合」の例としては、次のような場合が挙げられる。

ア 受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合

- イ 製造委託等をするに当たって受託事業者との合意により支払条件を定め、その条件に従って代金を支払う場合（当該製造委託等の取引における合理的な理由に基づき、支払条件を定める場合に限る。）
- ウ あらかじめ受託事業者の同意を得て、かつ、代金の支払の遅延によって当該受託事業者に通算すべき損失を委託事業者が負担する場合

2 「正当な理由がある場合」の例の考え方

- (1) 「正当な理由がある場合」について、前記1(2)アの「受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合」とは、給付の内容が委託内容と異なることがある等の場合をいう。
- (2) 前記1(2)イの「製造委託等をするに当たって受託事業者との合意により支払条件を定め」る場合とは、製造委託等をするに当たってあらかじめ受託事業者との間で支払期日に係る条件について定めている場合をいう。「製造委託等をするに当たって」であるから、製造委託等をした後に受託事業者と合意した場合には、前記1(2)イに該当するとは認められない。

ここでいう「合意」とは、当事者の実質的な意思が合致していることであって、受託事業者との十分な協議の上に受託事業者が納得して合意しているという趣旨であり、合意という形式的な形さえ整えばよいというものではない。

また、「製造委託等の取引における合理的な理由に基づき支払条件を定める場合」とは、取引の実態に即した合理的な理由があり、給付を受領した日から起算して60日を経過する日の翌日以降の日を支払期日と定める場合をいい、この場合は、その事由に応じた期間を斟酌して支払期日を定め、定められた支払期日に代金を支払うことが認められる。この例としては、次のような場合が挙げられる。

ア 給付の完了の確認又は検査に時間を要する場合（注） 給付の完了の確認又は検査に通常必要とする期間

（注）例えば、給付の性質上、高度の精度検査を要する場合や取り付け後に検査が可能となる場合、給付の目的物である情報成果物が一定の水準を満たしているかにつき確認を要する場合、代金の額を算定するために受託事業者による給付の完了に係る通知を受けることを要する場合が該当する。

イ 支払期日が金融機関の休業日に当たる場合 当該金融機関の翌営業日までの順延に係る期間

ウ 給付を受領した日から起算して60日を経過する日の翌日から支払期日までの受託事業者の資金調達コスト等を踏まえて代金の額を定める場合 代金の額に反映された調達に係る利息等の額の算定の基礎となった期間

- (3) 前記1(2)ウでは「あらかじめ受託事業者の同意を得て」いることが必要であるが、ここでいう「受託事業者の同意を得て」とは、受託事業者から了承という意思表示を得ることであって、受託事業者が納得して同意しているという趣旨であり、同意とい

う形式的な形さえ整えればよいものではないことは、前記2(2)と同じである。また、給付を受領した日から起算して60日を経過する日の直前になって同意を得るのではなく、受託事業者が同意の是非を検討できるだけの十分な時間的余裕を設けた上で、同意を得る場合をいう(委託事業者が受託事業者に対して事実上同意を余儀なくさせると認められる場合には、「受託事業者の同意を得て」いるとは認められない)。

「通常生ずべき損失」とは、給付を受領した日から起算して60日を経過する日の翌日以降に代金を支払うことにより発生する相当因果関係の範囲内の損失をいい、法定利率又は受託事業者との合意により定められた利率(法定利率を超えるものに限る。)による遅延利息が該当する。

なお、委託事業者が客観的に相当と認められる損失を負担していない場合には、たとえ受託事業者が同意したときであっても、「通常生ずべき損失を委託事業者が負担する場合」とはいえず、前記1(2)ウに該当するとは認められない。

3 問題となる行為事例

例えば、次のような場合は、正当な理由がある場合を除き、支払遅延に該当する。

ア 受託事業者との間で支払期日が定められておらず、給付を受領した日から60日目までに代金を支払わないとき。

イ 受託事業者との間で支払期日が定められていたが、給付を受領した日から60日目までに代金を支払わないとき。例えば、次の①又は②がこれに該当する。

① 「毎月末日納品締切、翌々月10日支払」等の月単位の締切制度(支払期日が締切後30日を超えて定められているもの)を採っていることにより、給付を受領した日から60日目まで(2か月以内)に代金を支払わないとき。

② 「毎月末日検収締切、翌月末日支払」等の検収締切制度を採っている場合に、社内の検収手続の遅延により、給付を受領した日から60日目まで(2か月以内)に代金を支払わないとき。

優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方 新旧対照表

(下線部分は改定部分)

改 定 後	改 定 前
優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方	優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方
<p>はじめに</p> <p>優越的地位の濫用は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）において、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。優越的地位の濫用の規定は、独占禁止法の一部を改正する法律（平成21年法律第51号。以下「独占禁止法改正法」という。）によって、独占禁止法第2条第9項第5号として法定化された（注1）。</p> <p>（注1） [略]</p> <p>なお、優越的地位の濫用の規定がある特殊指定は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不公正な取引方法（平成16年公正取引委員会告示第1号） ○ [略] ○ <u>製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不正取引方法（令和●年公正取引委員会告示第●号）</u> <p>[略]</p>	<p>はじめに</p> <p>優越的地位の濫用は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）において、不公正な取引方法の一つとして禁止されている。優越的地位の濫用の規定は、独占禁止法の一部を改正する法律（平成21年法律第51号。以下「独占禁止法改正法」という。）によって、独占禁止法第2条第9項第5号として法定化された（注1）。</p> <p>（注1） [略]</p> <p>なお、優越的地位の濫用の規定がある特殊指定は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ 特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正取引方法（平成16年公正取引委員会告示第1号） ○ [略] <p>[略]</p>

独占禁止法改正法が成立したことにより、独占禁止法第2条第9項第5号に該当する優越的地位の濫用であって、一定の条件を満たすものについて、公正取引委員会は、課徴金の納付を命じなければならないこととなった（注2）。[略]

（注2）独占禁止法第2条第9項第5号に該当する優越的地位の濫用に対しては、同号の規定を適用する場合、当該行為に独占禁止法第2条第9項第6号の規定により指定する優越的地位の濫用の規定が重ねて適用されることはない。

（注3）公正取引委員会は、特定の業種等における優越的地位の濫用等の独占禁止法違反行為の未然防止を図るため、次のガイドライン等を策定・公表してきている。

<優越的地位の濫用に係る主なガイドライン等>

- 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」の運用基準（平成17年事務総長通達第9号）
- フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について（平成14年4月24日公正取引委員会）
- 役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（平成10年3月17日公正取引委員会）
- 「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」の運用基準（令和●年事務総長通達第●号）

[略]

独占禁止法改正法が成立したことにより、独占禁止法第2条第9項第5号に該当する優越的地位の濫用であって、一定の条件を満たすものについて、公正取引委員会は、課徴金の納付を命じなければならないこととなった（注2）。[略]

（注2）独占禁止法第2条第9項第5号に該当する優越的地位の濫用に対しては、同号の規定のみを適用すれば足りるので、当該行為に独占禁止法第2条第9項第6号の規定により指定する優越的地位の濫用の規定が適用されることはない。

（注3）公正取引委員会は、特定の業種等における優越的地位の濫用等の独占禁止法違反行為の未然防止を図るため、次のガイドライン等を策定・公表してきている。

<優越的地位の濫用に係る主なガイドライン等>

- 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」の運用基準（平成17年事務総長通達第9号）
- フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について（平成14年4月24日公正取引委員会）
- 役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針（平成10年3月17日公正取引委員会）

[略]

<p>第1～第3 [略]</p>	<p>第1～第3 [略]</p>
<p>第4 優越的地位の濫用となる行為類型</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 独占禁止法第2条第9項第5号ハ [略]</p> <p>(1) 受領拒否</p> <p>ア・イ [略]</p> <p><想定例></p> <p>①～⑦ [略]</p> <p>⑧ <u>天災や道路事情等、納入業者に責任のない事情により納期に間に合わない場合であるにもかかわらず、飲食料品の製造年月日から賞味期限までの期間のうち、製造年月日から最初の3分の1に当たる日までに商品を納品しなければならないという商慣行（いわゆる3分の1ルール）や、既に納品した商品の賞味期限等より1日でも前の賞味期限等の商品を納品することは認められないという商慣行（いわゆる日付逆転品の納品禁止）を理由に、納入業者と協議することなく、商品の受領を拒否すること。</u></p> <p>⑨ <u>あらかじめ納入業者と合意していた発注ロットを守らずに発注し、これに一方的に応じさせ、製造日付順の納品管理を困難にさせておきながら、一方的に、賞味期限等の異なる商品を混合した商品は納品することは認められないという商慣行（いわゆる日付混合品の納入禁止）を理由に、商品の受領を拒否すること。</u></p>	<p>第4 優越的地位の濫用となる行為類型</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 独占禁止法第2条第9項第5号ハ [略]</p> <p>(1) 受領拒否</p> <p>ア・イ [略]</p> <p><想定例></p> <p>①～⑦ [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

(2)～(4) [略]

(2)～(4) [略]

<p>(5) その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等 [略]</p> <p>ア 取引の対価の一方的決定 (ア)・(イ) [略]</p> <p><想定例></p> <p>①～⑩ [略]</p> <p>⑪ <u>量産期間が終了し、補給品として僅かに発注されるだけで発注数量が減少し、製造に要する費用が大幅に上昇していることを理由に、取引の相手方が量産時の大量発注を前提とした従前の単価の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、又は無視して、従前の単価と同一の単価を一方的に定めること。</u></p> <p>⑫ <u>取引の相手方に対し、通常の価格より著しく低い又は著しく高い対価での取引を要請し、要請に応じない場合には取引を減らしたり打ち切ったりすることを示唆することにより、取引の相手方と協議することなく、一方的に通常の価格より著しく低い又は著しく高い対価の額を定めること。</u></p> <p>⑬ <u>労務費、原材料費、エネルギーコスト等が上昇し、取引の相手方のコストが大幅に増加したため、取引の相手方が当該コストの増加に関する資料に基づき単価の引上げに関する協議を求めたにもかかわらず、理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、従前の単価と同一の単価を一方的に定めること。</u></p> <p>⑭ 取引の相手方が発注される前にあらかじめ発注数量を予測して生</p>	<p>(5) その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等 [略]</p> <p>ア 取引の対価の一方的決定 (ア)・(イ) [略]</p> <p><想定例></p> <p>①～⑩ [略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
---	--

<p><u>産しなければ納品期日に間に合わないような短納期発注（例えば、当日発注・当日納品）に応じることを前提とした発注を行い、取引の相手方である納入業者の生産コスト等が大幅に増加したにもかかわらず、通常の納期で発注した場合と同一の単価を一方的に定めること。</u></p> <p>イ [略] ウ その他 (ア)・(イ) [略]</p> <p><想定例> ①～③ [略] ④ 取引の相手方に対し、債務超過等業績が不振な会社の<u>発生記録による電子記録債権、満期日までのサイトが著しく長い電子記録債権等の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難な電子記録債権を使用して対価を支払い、通常よりも割高な割引料を負担させること。</u></p>	<p>イ [略] ウ その他 (ア)・(イ) [略]</p> <p><想定例> ①～③ [略] ④ 取引の相手方に対し、債務超過等業績が不振な会社の<u>振り出した手形、手形サイトが著しく長い手形等の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難な手形を交付し、通常よりも割高な割引料を負担させること。</u></p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	